

平成 23 年度第 3 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 23 年 6 月 30 日 (木)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 23 年 6 月 30 日(木火) 午前 10 時 00 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
	閉 会	平成 23 年 6 月 30 日(木) 午前 10 時 50 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10 名 欠席 1 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	荒 瀬 誠	○
	2	利 木 正 春	○
	3	鈴 木 忠 和	○
	4	鹿 野 誠 一	○
	5	山 本 俊 栄	○
	6	佐 藤 博 幸	●
	7	奥 山 稔	○
	8	長 能 光 博	○
	9	後 藤 忍	○
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	笠 井 守	○
議事録署名委員		議席番号 4 番 鹿 野 誠 一 5 番 山 本 俊 栄	
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長 相 原 篤 生 総務係長 杉 澤 公 也	

平成23年度第2回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年度第3回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

4番 鹿野 誠 一 君

5番 山本 俊 栄 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

当該案件については、貸借権設定と使用貸借権設定の案件がありますが一括で審議を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、貸借の案件より利用権設定総括表をご覧ください。

1件目は、 から に貸借するものです。2件目は、 から に貸借するものです。3件目は、 から に貸借するものです。4件目は、 から に貸借するものです。5件目は、 から に貸借するものです。6件目は、 から に貸借するものです。7件目は、 から に貸借するものです。8件目は、 から に貸借するものです。9件目は、 から に貸借するものです。10件目は、 から に貸借するものです。11件目は、 から に貸借するものです。12件目は、 から に貸借するものです。

新規の案件ですが、3～6件目と9件目の案件となっております。残りの案件は継続の案件となりますが、2件目は、以前、 との間で農地法第3条による貸借契約を締結しておりましたが、 が、

に経営移譲することにより、合意解約をし、改めて と貸借契約するものとなっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。
次に、使用貸借の案件ですが、利用権設定総括表をご覧ください。

から 使用貸借するものです。

この案件は、昨年5月に利用集積計画で との間で賃貸継続をしておりましたが、昨年8月の大雨の時に圃場がかなり傷んだ状態となり、借主より解約の申し出があり、貸主の希望で今回の使用貸借契約を締結することとなったものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。
以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定
することに異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題
といたします。

なお、案件の中に の案件がありますので、これらの案件を先に
審議し、その後に残りの案件を審議することに異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、 においては、農業委員会法第24条第1項の議事参
与の制限に基づき、退席を求めます。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第3条による許可申請に
ついて」ご説明申し上げます。

農地法第3条総括表に基づき説明申し上げます。

1件目ですが、 から に賃貸借するものです。2件目
は、 から に賃貸借するものです。

これらの案件は、以前利用集積で賃貸借しておりましたが期限が到来し、
継続するに当たり農地法第3条での案件提出となったところです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。
以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに異議ございませ
んか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

退席となっている は、席にお戻りください。

議長 それでは、残りの案件について、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、引き続き、農地法第3条総括表をご覧ください。
3件目は、 から に使用貸借するものです。4件目は、
 から に無償譲渡するものです。
3件目は、 から に経営移譲するものとなっております。
なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。
以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり決定されました。
次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申し上げます。
別記第4号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。
貸主は となっております。借主については、 となっております。土地については、 番 他2筆となっており、
転用面積については、9,400.00 m²となっております。転用目的は砂利採取で、工期は、平成23年7月19日より平成24年7月14日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。
農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。
総合意見としては、許可相当としております。
以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり決定されました。
次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定に基づく

要請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第4号「農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定に基づく要請について」その内容をご説明申し上げます。

平成 年 月 日に よりあっせんの申し出があり、
月 日あっせん会を開催したところですが、価格面の諸条件により、
売買が成立しなかったところですが、このため、農業経営基盤強化促進法第
13条の2第1項の規定に基づき、天塩町が土地所有者に対し、農地保有
合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が当該農地の買入れ協議を行う旨
を通知するよう、当農業委員会が天塩町に対し要請しようとするものです。
なお、根拠法令、該当農地ですが、別紙のとおりとなっております。
以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、
これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会といたします。

平成23年6月30日

署名委員

(4 番) 鹿 野 誠 一 ㊟

(5 番) 山 本 俊 栄 ㊟